**農振農用地区域内農地における**

**農業用施設の設置について**

**農振農用地区域内において、農地（田、畑、樹園地）に農業用施設（農機具格納庫や畜舎など）を設置する場合は、下記により手続きが必要です。**

１．農業用施設の設置に必要な条件

下記の条件を全て満たす必要があります。

(1)別紙【農業用施設一覧】に該当する施設であること

(2)施設の設置場所と農業生産場所が関係していること

(3)農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業

上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。

(4)土地改良施設の有する機能に支障を及ぼさないこと。

(5)農業用施設の用地は、その用途に適した必要最小限のものであること。

２．提出物

　　・ 農用地利用計画変更協議書（様式第１号）

　　　　[添付書類]

・位置図（縮尺25,000分の1程度）

　　　　　・計画平面図

・建築物の平面図、立面図（縮尺200分の1以上）

・土地の全部事項証明書（申し出日以前３か月以内のもの）

・公図写（申出日以前３か月以内のもの）

・法人登記の写し（法人の場合）

・用地選定調書

・隣接農地の所有者及び耕作者の同意

・下流水利組合、営農組合の同意（該当する場合）

・自治会代表者、関係土地改良区の同意

　　　　　・現地写真(４方向程度)

３．手続き完了までの期間

・約１カ月かかります。

※農業用施設の面積と内容によっては、本手続き以外に農地転用など、他法令の許認可が必要です。詳細については、各担当課等にお問い合わせください。

**農地転用等に関する窓口**

篠山市農業委員会（市役所 第２庁舎 ２階）

電話：５５２－６９０９

**開発許可等に関する窓口**

まちづくり部 地域計画課（市役所 本庁舎 ２階）

　電話：５５２－１１１８

**土地改良施設（用排水路）の改築等に関する窓口**

篠山土地改良協議会（市役所 第２庁舎 ２階）

　　　　　　　電話：５５２－１１８０

４．提出先

　　篠山市農都創造部 農都政策課 丹波篠山黒まめ係

　　電　話：079-552-6580

　　ｆａｘ：079-552-2090

※年２回の篠山農業振興地域整備計画の縦覧公告期間中（４５日間×２回）は受付できませんので、予めご了承ください。





**（注１）**規定する農業用施設は、個人利用施設であると共同利用施設であると問わないが、主としてその農業者又はその農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものはなじまない。

**（注２）**農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、便所、事務所等については、当該農業用施設等に併設して設置される場合には、農業用施設に含まれる。

**※１ 農業用施設用地の対象とする製造（加工）施設**

当該施設を設置・管理する農業者自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物（以下「農業者自らの生産する農畜産物等」という。）の製造（加工）施設であって、農業者自らの生産する農畜産物等の使用の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いものに限る。なお、農畜産物を製造（加工）するために、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えないと考えられる。

**※２ 農業用施設用地の対象とする販売施設**

農業者自らが生産する農畜産物等の販売施設又は農業者自らが生産する農畜産物等を原材料として製造（加工）したものを販売する施設であって、農畜産物の販売施設にあっては、農業者自らの生産する農畜産物等の販売の割合が他の農畜産物よりも量的又は金額的に多いもの、農畜産物を原材料として製造（加工）したものを販売する施設にあっては、農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に５割以上使用して製造（加工）したものを販売するものに限る。なお、農畜産物を製造（加工）するために、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えないと考えられる。

☆ 市民農園整備促進法（平成２年法律第44号）第２条第２項第２号の市民農園施設

**（注３）**１個の建築物その他の工作物で農業用施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設（混在施設）の用地は、農業用施設用地に該当しないこと。

農業用施設用地に該当しない例として、施設の一部を農業用施設に該当する製造（加工）又は販売の用に供し、これ以外の部分を農業用施設に該当しない講習等の用に供する場合が考えられる。